## 身体拘束に関するガイドライン

身体拘束廃止に向けての基本指針

当施設では、利用者の主体性を尊重し、身体拘束・行動制限を安易に正当化することなく職員一人ひとりが、身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち介護にあたります。

#### Ⅰ. 身体拘束とされる行為とは

- ① 徘徊しないように、車椅子やいす、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベットを柵(サイドレール)で囲む
- ④ 点滴、経菅栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経菅栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしら ないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型 抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベットなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

# Ⅱ. 身体拘束の原則禁止

緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束及び行動制限を行わない。

職員全員へ周知徹底し、教育、研修を行う。 契約関係書類への明示 契約書、重要事項説明書

# Ⅲ. 緊急やむを得ず「身体拘束」を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、「身体拘束」を行う場合は、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ、本人および家族の同意を得て行い、最小限の拘束にとどめる。

① 切迫性 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危機にさらされる可能性が著しく高いこと

- ② 非代理性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無いこと
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

#### Ⅳ. 実施にあたっての留意事項

本人、家族への説明と同意身体拘束の内容、目的、時間帯、場所等を文書で説明し同意を得る。

#### V. 記録

態様 時間帯 心身の状況、やむを得ない理由を記録する。 「身体拘束」の記録は5年間保管する。

## Ⅵ. 再検討(モニタリング)

拘束の必要性や方法を検討し、なお拘束を必要とする場合は改めて説明し同意を得て実施する。

要件に該当しなくなった場合は速やかに解除し、本人、家族に連絡する。

### Ⅲ. 身体拘束廃止に向けての取り組み

身体拘束廃止に向けて、虐待、不適切支援防止委員会において各職種の専門性に基づくアプローチを実施する。

委員会は原則として月1回開催し、虐待、不適切支援防止委員会の中で一体的に検討する。

施設長が、身体拘束における諸課題の責任者とする。

### Ⅷ. 指針の閲覧について

当施設の身体拘束廃止に向けての基本指針は、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるように、施設内の掲示とホームページに公表します。

身体拘束廃止の意識を持ち、人権を尊重した介護を提供できるよう研 鑚し、生活の質の向上を目指します。

障がい者支援施設「南陽の里」「ゆうあいくらぶ」